平成２３年（フ）第３０９０号
札幌市東区北37条東12丁目２番22―410号
債務者　川原　俊明
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９１号
札幌市東区北37条東12丁目２番22―410号
債務者　川原　　瞳（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２０号
札幌市東区伏古４条２丁目４番27号　ドリームハウスⅠ401号
債務者　成田　貴史
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３３号
札幌市東区北33条東８丁目２番１―102号
債務者　鈴木　謙一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３４号
札幌市東区北33条東８丁目２番１―102号
債務者　鈴木はるか（旧姓鵜嶌）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５３号
北海道千歳市文京６丁目１番地の12
債務者　小林　直幸
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８７号
札幌市南区澄川１条４丁目５番30号　佐々木マンション５号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３２号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番26―902号
債務者　木浪　秀真
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５５号
札幌市東区北14条東16丁目２番５―103号
債務者　服部　真子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６９号
北海道余市郡余市町大川町７丁目69番地シャクリー102号
債務者　和賀　眞理（旧姓中山・和崎）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８４号
札幌市西区八軒９条西４丁目２番６号　パレスコーポ203号
債務者　田面山富士美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９４号
札幌市手稲区富丘２条７丁目１番16号　オリーブハイツＡ棟102号
債務者　番場　昌樹
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４４号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番１―403号
債務者　野村真奈美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４５号
札幌市南区石山１条６丁目８番７号　ハイツマロン102号
債務者　只木　豊作
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５３号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46―301号
債務者　長尾　信之
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５５号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目８番３―904号
債務者　佐藤美由紀
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目10番21号
債務者　櫻庭　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部